

虐待防止のための指針

医療法人弘仁会 南和病院
訪問リハビリテーションセンター

1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

南和病院訪問リハビリテーションセンター（以下、当事業所）は、虐待防止の理念に基づき、利用者の尊厳の保持や人権を尊重し、権利利益の擁護を目的に、下記の虐待の定義の内容及び関連する不適切な行為を一切行いません。

また、虐待の発生の防止に努めるとともに、早期発見、早期対応、再発防止について、すべての職員がこれを認識し、本指針に従い、地域福祉の増進に努めます。

2. 虐待の定義

この指針において「虐待」とは次のいずれかに該当する行為をいいます。

（１） 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

（２） 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

（３） 心理的虐待

利用者に対する著し暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（４） 介護放棄（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前三項に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

（５） 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財務上の権利を得ること。

3. 虐待防止委員会その他の事業所内の組織に関すること

当事業所では、虐待発生防止に努める観点から、虐待の発生の防止・早期発見の加え、虐待等が発生した場合はその再発を防止するための対策を検討する委員会として、虐待防止委員会を設置するとともに、虐待防止に関する担当者を定めるなど必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止委員会の設置

医療法人弘仁会として委員会を設置します。訪問リハビリテーション虐待防止担当者は、その委員会の構成員となります。

委員会の委員長、構成員、開催頻度、審議内容等に関しては、虐待防止委員会規程に則ります。

(2) 虐待防止に関する担当者の選任（虐待防止担当者）

南和病院リハビリテーション科長が担当者となります。担当者の責務は以下となります。

- ① 利用者または家族等からの虐待通報受付
- ② 虐待内容、利用者等の意向の確認と記録
- ③ 関係機関や自治体等への通報及び相談

4. 虐待防止のための職員研修

職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下の通り実施します。

- (1) 定期的な研修の実施（年1回以上）
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

5. 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、その役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、関係機関や自治体及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6. 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する方針

- (1) 利用者又はその家族、職員等から虐待もしくは虐待が疑われる通報があった場合には、ただちに虐待防止担当者に報告します。虐待者が担当者であった場合は、他の上席者等に報告します。またその内容については慎重に取扱い、個人情報保護のもと、適切に管理します。
- (2) 虐待者が当事業所職員外の場合、虐待防止担当者は地域包括支援センターに速やか報告し、センターによる事実確認に全面的に協力するとともに、その内容を虐待防止委員会へ報告します。

- (3) 虐待者が当事業所職員であった場合、担当者は報告を行った者の権利が不当に侵害されないように細心の注意を払い、虐待等を行った本人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。
- (4) 事実確認の内容や過程、虐待が発生した経緯等を担当者は虐待防止委員会に報告し、委員会においてその原因を検証し、再発防止について検討し、その内容を他の職員に周知します。また、必要に応じて関係機関等に報告します。

※報告・相談のための市町村窓口

大淀町	平日	日中	8時30分 ～ 17時15分	大淀町役場 福祉介護課	0747-52-5513
			8時30分 ～ 17時15分	大淀町地域 包括支援 センター	0747-52-7760
		夜間	17時15分 ～8時30分	大淀町役場	0747-52-5501
	休日	終日		大淀町役場	0747-52-5501

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

- (1) 虐待防止担当者は利用者の人権等の権利擁護のため、利用可能な権利擁護事業について説明し、成年後見制度の利用を利用者やその家族に啓発します。
- (2) 家族の支援が著しく乏しい利用者の場合、包括支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるように支援します。
- (3) 利用者やその家族から、成年後見制度の利用について相談があった場合は、社会福祉協議会または自治体等の適切な窓口を案内するなどの支援を行います。

8. 虐待等に関わる苦情解決方法に関する事項

- (1) 苦情相談窓口を通じて虐待に関わる相談があった場合は、虐待防止担当者が対応し、ただちに管理者に報告します。担当者が虐待等を行った者である場合は、他の上席者が対応します。
- (2) 担当者は相談者の個人情報の取扱いに留意し、該当者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは上記6に依るものとします。
- (4) 担当者は誠意をもって相談者に対応するとともに、相談者にその顛末と対応を報告します。

9. 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでも当院内にて閲覧ができるようにするとともに、事業所のホームページにも公表します。

10. その他

4に定める研修の他、自治体や研修機関、関係する職能団体により提供される権利擁護及び虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指します。

附則

この指針は令和6年3月25日より施行する。

一部改訂 令和7年4月 1日

一部改訂 令和8年4月 1日